

静岡県公安委員会規則第16号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年8月20日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和52年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
警察署名	名称	位置	所管区域	警察署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
大仁警察署	(略)			大仁警察署	(略)		
	葦山交番	伊豆の国市四日町332番地の17	伊豆の国市のうち内中、寺家、中條、中、長崎、奈古谷、葦山金谷、葦山多田、葦山土手和田、葦山葦山、葦山山木、原木、四日町		葦山交番	伊豆の国市四日町332番地の17	伊豆の国市のうち内中、寺家、中條、中、長崎、奈古谷、 <u>南條</u> 、葦山金谷、葦山多田、葦山土手和田、葦山葦山、葦山山木、原木、四日町
	(略)				(略)		
	田原野警察官駐在所	(略)			田原野警察官駐在所	(略)	
南條警察官駐在所	伊豆の国市南條776番地の4	伊豆の国市のうち南條	本立野警察官駐在所	(略)			
(略)				(略)			
磐田警察署	署所在地	磐田市一言2533番地4	磐田市のうち一言の一部、富士見台、富士見町1・2・3・4丁目、水堀、見付の一部、緑ヶ丘、元天神町	磐田警察署	磐田駅前交番	磐田市中泉2292番地1	(略)
	磐田駅前交番	磐田市中泉2292番地の1	(略)		(略)		
	(略)				(略)		
向陽交番	磐田市向笠竹之内	磐田市のうち岩井、大久保、笠	向陽交番	磐田市向笠竹之内	磐田市のうち岩井、大久保、笠		

	1126番地	梅、篠原、向笠新屋、向笠竹之内、向笠西、 <u>平松掛下入作、藤上原</u>
豊岡交番	磐田市上神増1017番地5	磐田市のうち 家田、耆貫地、岩室、大平、大当所、掛下、上神増、上野部、神増、合代島、敷地、下神増、下野部、新開、惣兵衛下新田、平松、松之木島、万瀬、三家、虫生、 <u>杜山</u>
豊田交番	磐田市森岡83番地1	磐田市のうち 赤池、池田、海老塚、上新屋、上本郷、上万能、加茂、気子島、源平新田、小立野、笹原島、下本郷、下万能、立野、富丘、豊田、豊田西之島、中田、長森、 <u>一言の一部</u> 、宮之一色、森岡、森下、森本、弥藤太島
西貝交番	磐田市西貝塚217番地	磐田市のうち <u>大立野、上南田、新出、東新町一・二・三丁目、西貝塚、西之島、東新屋、東山、東脇、和口</u>
福田交番	(略)	

	1126番地	梅、篠原、 <u>平松掛下入作、藤上原</u> 、向笠新屋、向笠竹之内、向笠西
豊岡交番	磐田市上神増1017番地5	磐田市のうち 家田、耆貫地、岩室、大平、大当所、掛下、上神増、上野部、神増、合代島、敷地、下神増、下野部、新開、惣兵衛下新田、平松、松之木島、万瀬、三家、虫生、 <u>杜山</u>
豊田交番	磐田市森岡83番地1	磐田市のうち 赤池、池田、海老塚、上新屋、上本郷、上万能、加茂、気子島、源平新田、小立野、笹原島、下本郷、下万能、立野、富丘、豊田、豊田西之島、中田、長森、 <u>一言</u> 、宮之一色、森岡、森下、森本、弥藤太島
福田交番	(略)	
御厨駅前交番	磐田市鎌田2147番地25-1-3	磐田市のうち <u>大立野、鎌田、上南田、新貝、新出、玉越、東新町一・二・三丁目、西貝塚、西之島、稗原、東新屋、東貝塚、東山、東脇、彦島、三ヶ野、三ヶ野台、明ヶ島、明ヶ島原、和口</u>
見付交番	磐田市見付1845番地53	磐田市のうち <u>富士見台、富士見町1・2・3・4丁目、水堀、見付の一</u>

			部、緑ヶ丘、元天神 町
竜洋交番	(略)		(略)
富岡警察官駐在所	(略)		(略)
御厨警察官駐在所	磐田市鎌田2063番地1	磐田市のうち 鎌田、新貝、玉越、 西島、彦島、稗原、 東貝塚、三ヶ野、三 ヶ野台、明ヶ島、明 ヶ島原	
(略)			(略)
(略)			(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則中別表磐田警察署の項の改正にあっては公布の日から、同表大仁警察署の項の改正にあっては令和3年9月1日から施行する。